

立川市公契約条例骨子案

令和6年10月24日
公契約条例検討委員会
資料1

事項	主な内容
1 目的	この条例は、立川市（以下「市」という。）における公契約に関し、基本的な方針並びに市及び事業者等の責務その他必要な事項を定めることにより、適正な入札・契約等の実施と労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公共工事及び公共サービスの品質の確保を図るとともに、地域経済の活性化及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
2 定義	1 公契約 市が締結する工事、製造その他の請負契約・業務委託契約及び売買契約・その他の契約並びに指定管理協定をいう。 2 受注者 市と公契約を締結する者をいう。 3 特定公契約 次に掲げる公契約をいう。 （1）市が発注する工事又は製造の請負契約のうち規則で定めるもの （2）市が発注する工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約のうち規則で定めるもの （3）指定管理協定のうち規則で定めるもの 4 特定受注者 市と特定公契約を締結する者をいう。 5 特定受注関係者 次に掲げる者をいう。 （1）市以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者 （2）労働者等を派遣する者 6 特定労働者等 次に掲げる者をいう。 （1）特定受注者又は特定受注関係者に雇用され、特定公契約に係る業務に従事する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。） （2）特定受注者又は特定受注関係者との契約により、特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者で、当該業務を他の者を使用しないで行うもの 7 労働報酬 特定公契約に係る業務についての労働の報酬で次に掲げるものをいう。 （1）6－（1）に掲げる者がその雇用する者から得る賃金 （2）6－（2）に掲げる者が6－（2）の契約により得る収入
3 基本方針	1 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。 2 談合その他の不正行為を排除すること。 3 市と受注者との対等な関係に基づき公契約に係る制度を適正に運用すること。 4 受注者において労働者等について適正な労働条件を確保させること。 5 公契約の適正な履行及び品質を確保すること。

	6 市内の事業者が公契約を受注する機会を確保するよう努めること。
4 市の責務	公契約に関する必要な施策を策定し、及び実施するものとする。
5 受注者の責務	1 公契約を締結した者としての社会的責任を自覚し、公契約に係る業務の公共性を認識のうえ、法令を遵守するとともに、公契約に従事する労働者等に係る労働条件を適正なものとするよう努める。 2 公契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、又は委託しようとするときは、市内の事業者が当該公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する機会を確保するよう努める。
6 特定公契約の適用範囲	公契約のうち規則で定めるものとする。
7 特定労働者等の労働報酬等	1 市は、特定公契約において、その特定受注者及び特定受注関係者が特定労働者等に対し市長が定める額以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを約定する。 2 労働報酬下限額は、時間によって定める。 3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の額を時間についての金額に換算する方法は、規則で定める。
8 労働報酬下限額	1 公共工事設計労務単価や立川市会計年度任用職員時給制職員の賃金単価等を勘案し、市長が定める。 2 市長は、公契約審議会の答申を踏まえ、労働報酬下限額を定める。 3 市長は、労働報酬下限額を定めたときは速やかに公表する。
9 特定労働者等の申出	特定労働者等は、定められた賃金が支払われない場合または市の定めた労働報酬下限額を下回る場合は、市長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。
10 不利益取扱いの禁止	申出を理由とした解雇、請負契約の解除等その他不利益な取扱いを禁止する。
11 特定受注者の連帯責任	特定受注者は、特定受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払わなければならない。
12 特定労働者等への周知	特定受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務を実施する場所の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は当該事項を記載した書面を特定労働者等に交付しなければならない。 (1) 特定労働者等の範囲 (2) 労働報酬下限額 (3) 申出をするときの申出先 (4) 不利益取扱いの禁止 (5) 特定受注者の連帯責任
13 報告及び立入調査	市長は、申出があったときその他必要なときは調査を行うことができる。 (1) 特定受注者に対して、必要な報告を求めること。

	(2)市の職員が事業所等へ立ち入り、書類等の閲覧、関係者への質問を行うこと。 (3)立入調査をする市の職員は、身分を示す証明書を携帯し、特定受注者等から請求があった場合、これを提示しなければならない。 (4)立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないものとする。
14 是正措置	市長は、調査の結果条例違反が認められるとき、特定受注者に是正措置を命じる。特定受注者は、是正命令を受けた場合は、速やかに是正措置を講じ、市長に報告しなければならない。
15 契約解除	1 市は特定受注者が次の事項に該当する場合は契約を解除することができる。 (1) 調査で求めた報告をしない、虚偽の報告をした場合 (2) 立入調査の拒否、質問に答弁しない、虚偽の答弁した場合 (3) 是正命令に対し、従わない、是正措置の報告をしない、虚偽の報告をした場合 2 特定受注者は、対象契約の解除により市に損害が生じたときはその損害を賠償しなければならない。 3 解除した場合に特定受注者に損害が生じた場合において、市は賠償責任を負わない。
16 公表	市長は、契約解除したとき又は特定公契約終了後に条例違反が判明した場合は、その旨を公表することができる。
17 公契約審議会	特定公契約における労働環境の確保等に関し必要と認める事項について審議する市長の附属機関。 条例の運用、施行状況、改正に関すること及び労働報酬下限額に関することについて審議。 審議会は、事業者団体関係者、労働者団体関係者及び学識経験者の中から 6 人以内の委員で構成。
18 委任	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。